弥生のかんたん開業届 税務署提出ガイド

①フォーム入力後必要な書類をダウンロードします。

提出する書類の確認 出力書類 ・ 個人事業の開業・廃業等届出書 ・ 青色専従者給与に関する届出書 ・ 所得税の青色申告承認申請書 ・ 給与支払い事務所等の開設・移転・廃止届出書 ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

※出力される書類は入力内容により異なります。

個人事業の開業・廃業等届出書

・新たに事業を開始する際に必要な書類です。

所得税の青色申告承認申請書

・確定申告の際に青色申告(最大65万円の特別控除)を受けるために必要な書類です。

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

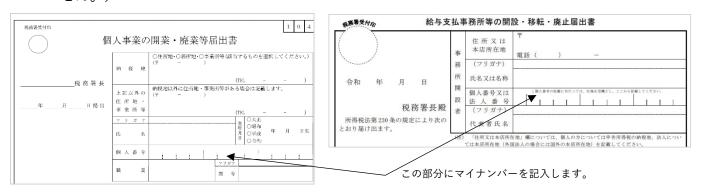
・給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設する際に必要な書類です。

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

- ・源泉所得税の納期を半年ごとにする特例を受けるための書類です。(給与の支給人員が常時 10 人未満の場合のみ)
- 青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ・ 青色申告をする場合に、生計を同一にする 15 歳以上の親族に支払う給与を経費にする際に必要な書類です。

②マイナンバーを記載します。

出力書類中に、「個人事業の開業・廃業届出書」、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」がある場合は、マイナンバー(個人番号)をボールペン等で記入します。(控えにマイナンバーを記入する必要はありません。また、押印も必要ありません。)



③税務署に提出する。

■窓口に提出する場合

作成した書類一式(控えも含む)とマイナンバーカード等のマイナンバーがわかる資料と身分証明書を持参して管轄の税務署に提出します。

■郵送する場合

作成した書類一式(控えも含む)と返信用封筒(自宅住所を記載し切手を貼ったもの)、マイナンバーカード等のマイナンバーがわかる資料と身分証明書のコピーを同封の上、管轄の税務署に郵送します。